

令和4年3月11日

松戸市立小中学校保護者 様

松戸市教育委員会

「学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」の学級閉鎖等に係る基準の変更について

保護者の皆様におかれましては、日頃より、学校における新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、現在、「学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインV9」により、学級閉鎖等に係る協議を学校と教育委員会で行っている所ですが、この度、県の動向等により、下記の通り、その基準について変更することといたしました。

つきましては、今後とも児童生徒の活動を継続的に行っていけるようご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 学級閉鎖等の基準の変更について

①変更前

○児童生徒・教職員を対象とし、「陽性者が発生した学級等」及び「濃厚接触者で風邪症状等があるものがある学級等」において学級閉鎖等の措置を実施

②変更後

○児童生徒・教職員を対象とし、同一学級等において「陽性者が複数いる場合」及び「陽性者が発生した学級等において風邪症状等での欠席者が複数いる場合」や「濃厚接触者となり症状がある者がいる学級等において、風邪症状等での欠席者が複数いる場合」に学級閉鎖等の措置を検討します。

・学校による濃厚接触者の候補者の特定及び保健所による濃厚接触者の特定がある場合にも学級閉鎖等の措置の検討をします。

2 運用について

○令和4年3月14日（月）より運用を開始します。